

台湾，中国大陸兩岸交流の基本法制

—基本法の紹介を中心として—

後藤 武 秀

一 はじめに

1990年代に公式に始まった台湾と中国大陸との人の往来は、2008年に国民党の馬英九政権が誕生すると急速に拡大した。従来も香港、マカオ経由で台湾から中国大陸に入国するために通過しなければならない羅湖海関、洪北海関では台湾人専用通路が設けられており、通関審査も迅速であったが、今日、台湾と中国大陸との間の直行便が数多く往復するようになると、中国大陸の各地の飛行場で台湾人用の通関審査が行われるようになり、人の往来、交通の利便性という面からみると、あたかも一国内の移動のような観すらある。

しかしながら、台湾と中国大陸は、中華民国、中華人民共和国という異なる国家がそれぞれ実効支配しており、いずれも相手方の支配地域をも自国の領土であるという前提のもとに併存している。実際、地理的にこの2つの地域が最も接近している場である台湾の金門島と中国大陸のアモイには、三民主義統一中国、一国両制統一中国という、2つの地域の政治スローガンが相手方から見えるように海岸付近に大きく掲げられている。このように政治的に対立しながらも、人的物的往来が頻繁に行われているのが、台湾と中国大陸との間の関係の現状である。

では、政治的対立と、現実の往来との間に法的にどのような調整が行われているのであろうか。本報告では、兩岸関係に関する政治的動向を概観した後、台湾側、および中国大陸側の兩岸政策と基本法制について見ていくこととする。

二 兩岸関係の歩み

近年の研究では、1949年以降の兩岸関係の歴史について、兩岸関係対峙期（1949-1987）、兩岸関係交往期（1988-1999）、兩岸関係停滞期（2000-2008）、兩岸関係新時期（2008以降）と区分する見解がある。⁽¹⁾ 台湾内部の政治状況を反映した見解として妥当性があると考えられるので、ここではこの時期区分に従いつつ、兩岸関係の歩みを概観しておこう。

1 兩岸関係対峙期（1949-1987）

日本のポツダム宣言受諾に伴い、台湾は中華民国により接收されたが、1946年に国共内戦が起こり、それに敗退した中華民国国民党は台湾に撤退し、12月7日には中華民国政府は正式に台北市に移転した。これに先立ち、中国大陸では10月1日に中国共産党が中華人民共和国の成立を宣言し、ここに2つの中国が生まれることとなった。49年から67年まで金門島を中心に戦争状態が継続し、特に58年の「八二三砲戦」では双方に多数の犠牲者が出た。台湾側では49年から87年まで戒厳令が敷かれ、中華人民共和国は中華民国内の反乱団体という位置づけがなされ、反乱団体を鎮圧して中華民国による祖国統一を実現することが政治課題とされた。他方、中華人民共和国のほうでは、58年に毛沢東は彭徳懐国防部長名で「台湾同胞に告げる書」を発表し、祖国の統一は神聖な任務であ

るとした。このように中華人民共和国の側でも1つの中国という認識が維持された。この時期の中期までは双方の政治的立場の主張の応酬に終始し、兩岸の交流は進まなかった。

中国大陸の側で大きな転機となったのは、毛沢東の死去とその直後の文化大革命終結である。78年12月、鄧小平の指導の下に中国の特色ある社会主義的改革開放路線を歩むことを示し、79年には、広東省の深圳、珠海、汕頭、福建省の厦門を経済特区として外資導入による経済建設に踏み切った。中国大陸以外の資本と技術の導入という政策は、必然的に台湾との関係にも影響を及ぼすものであった。そして、82年1月、鄧小平は「1つの国家、2つの制度」、すなわち一国兩制の構想を提示した。

他方、台湾側では、蒋介石の後を受けた蔣経国の時代になると、大陸反攻政策は転機を迎えた。蔣経国は三民主義統一中国のスローガンの下に、中国の統一は武力ではなく政治、社会、経済の方面から行われるとした。そして、87年に戒厳令が解除されると、実質的な兩岸交流の時期を迎えることとなった。

2 兩岸関係交流期 (1987—1999)

87年に大陸探親が認められるようになると、文化交流、経済交流が活発化していった。蔣経国の後を継いだ李登輝の指導の下で、91年、台湾では国家統一綱領が採択され、兩岸関係の基本原則とされた。翌92年には兩岸人民関係条例が採択され、この2つの法令が兩岸関係の基本法として位置づけられるようになった。それによると、目標は、民主、自由、均富の中国を建設することに置かれ、4大原則として以下の事項を提示する。第1に、大陸と台湾はともに中国の領土であり、国家統一の促進は中国人の共同の責任である。第2に、中国の統一は全人民の福祉のためであり、党派の争いであってはならない。第3に、中国の統一は、中華文化を發揚し、人間の尊嚴、基本的人権の保障、民主法治の実践を旨とするものでなければならない。第4に、中国の統一の時期と方式については、台湾地区人民の權益を尊重し、その安全と福祉を保護し、理性、平和、対等、互惠の原則の下に段階的に進められなければならない。以上の原則の下に中国統一を目指すというものであるが、実質的には、次にみる中国大陸側の政策に対する牽制として位置づけられるものであろう。

他方、中国大陸では、一国兩制による台湾政策が基本的了解事項とされ、95年の江沢民講話もこの原則に立脚するものである。江八点と称される講話の内容は以下の通りである。第1に、1つの中国の原則を堅持し、平和的統一の基礎と前提を実現すること。第2に、兩岸の平和統一は談判により段階的に進めること。第3に、平和統一の実現に努力するが、武力の使用を放棄するものではない。第4に、21世紀に向けて兩岸の経済交流と協力に最大の力を傾注する。第5に、兩岸の同胞はともに中華文化の優れた伝統を継承し發展させること。第6に、台湾同胞は台湾省籍であると否とを問わず、全て中国人である。第7に、台湾の各党派、各界の人々が我々と兩岸関係の平和統一について意見交換することを歓迎する。第8に、双方の指導者が適切な身分で相互訪問する。

中国大陸主導の下に、武力を放棄することなく中国統一を図ろうとする姿勢は、台湾側では決して歓迎されたわけではなかった。実際、96年に初めて台湾に総統直接選挙が実施されると、中国大陸側は軍事演習と称して台湾近海に向けてミサイルの発射実験を強行した。とはいえ、この時期にとりわけ経済交流、人的往来を中心として兩岸関係は従来にない進展を見せた。

3 兩岸関係停滞期 (2000—2008)

2000年に第2回総統直接選挙により台湾に民進黨の陳水扁政権が誕生すると、兩岸関係は政治的には停滞の時期を迎えた。民進黨の綱領は台湾独立であり、国民党政権が従来取ってきた政策と一線を画するものであったが、すでに経済的にも中国大陸との関係が密接なものとなっていることか

ら、陳政権は、中間路線を選択せざるを得なかった。これが「四不一没有」と呼ばれるものである。すなわち、大陸政権が台湾を攻撃しなければ、民進党政府は、1) 台湾独立を宣言しない、2) 中華民国という国号を台湾共和国に改めない、3) 特殊な国と国の関係論を中華民国憲法に採用しない、4) 台湾独立に関する国民投票を実施しない、という4つの原則に加え、国家統一委員会または国家統一綱領の問題を廃棄しない、というものである。

他方、実務レベルでは兩岸関係は進展を見せ、2001年には金門、馬祖において小三通が実施されるようになった。台湾から大陸に赴く台湾人が2001年には344万人強、2002年には347万人強と多数に上り、また兩岸の貿易についても1988年に27億ドル強であったのが、2000年には115億ドル強となり、もはや台湾独立という党綱領を維持していたのでは中国大陸に依存する割合が大きくなってきた台湾経済の発展は望めなくなっていたのである。

中国大陸の側では、江八点の基本原則を維持しつつ、2005年、胡錦濤は4点の意見を表明した。第1に1つの中国の原則は決して揺るがない、第2に平和統一の努力は決して放棄しない、第3に台湾人民の方針に期待することは変わらない、第4に台湾独立の活動に反対し、決して妥協しないというものである。そして、同年3月に反分裂国家法を制定した。

4 兩岸関係新時期（2008～）

台湾で国民党の馬英九政権が誕生すると、兩岸関係についても民進党政権時代とは異なり、政治的対立を回避しようとする動きが強まった。馬政権は「不独、不統、不武」すなわち、独立せず、統一せず、武力を用いないを原則として、兩岸の経済関係の一層の発展を目指した。とりわけ台湾では中国大陸経済への依存度が高くなっており、産業の空洞化を避けるためにも中国大陸との交流は一層重要視された。そして、2008年5月には、台湾と大陸の間に定期直行便が往来するようになった。経済交流、人的交流の促進が台湾経済に裨益するところが大きいので、政治的問題を一時棚上げにして、経済の実を取るという政策である。

三 台湾における基本法

台湾側における兩岸関係に関する基本法は、国家統一綱領と台湾地区與大陸地区人民關係条例（兩岸人民關係条例）である。国家統一綱領は、先に概要を見たように、台湾側の政治的立場を表明したものであり、政治スローガンとしての意味は有するものの、「務虚」と言われるように、実質的な拘束力を有する法ではない。これに対し、兩岸人民關係条例は、実質的に兩岸関係に関する規制を定めた法である。

兩岸人民關係条例は92年に成立したが、その後、93年、94年、95年、96年、97年、2000年、2002年、2003年、2006年、2008年、2009年と、ほぼ毎年のように修正を重ねてきている。最も新しい条例をもとに、その内容を見てみよう。

兩岸人民關係条例は、第1章総則、第2章行政、第3章民事、第4章刑事、第5章罰則、第6章附則からなる。

総則では、「国家統一前に、台湾地区の安全と民衆の福祉を確保するために」本条例を定めるとして（第1条）、国家統一という前提は崩していない。そして、第2条で、台湾地区、大陸地区という名称について概念規定を行っているが、特に、大陸地区とは台湾以外の中華民国の領土としており（第2条2号）、三民主義を掲げる中華民国による中国統一という原則を堅持し、また一国二地区論に立脚している。大陸との関係に関する業務については、行政院大陸委員会がその任に当たるとし（第3条の1）、人民の往来に関しては、大陸委員会が民間団体に事務を委託する方式を採用している（第4条）。また、台湾地区と大陸地区の人民の往来に関する事務は、両者対等の関係

に立って処理することを定める（第6条）。

第2章行政では、以下の事項について定める⁽²⁾。

1) 両地区の人民は相手地区への入境について、相手方の許可を要する（第9条, 第9条の1, 第9条の2, 第10条, 第10条の1）。

2) 大陸地区の人民が台湾地区で雇用される場合には許可を要する（第11条）。許可を受けない雇用、目的と異なる活動が行われた場合は、罰則規定が適用される（第15条）。

3) 大陸地区の人民が台湾で居留又は定住を申請できる場合について定める（第16条, 第17条）。例えば、観光、ビジネスのために居留することができるし、台湾地区人民の直系血族又は配偶者で、年齢70歳以上、又は12歳以下の者などは定住を申請することができる。また、第2次大戦後の台湾と大陸の関係から、民国34（1945）年以後に兵役のために大陸地区に留まった台湾籍の軍人とその配偶者、民国38（1949）年に国民党政府が台湾に移転後に作戦上又は特殊な任務のために捕虜となった前国民党軍の官兵とその配偶者、および民国38（1949）年以前に公費で大陸に留学した者とその配偶者は定住を請求することができる。

4) 大陸地区の人民の台湾入境について保証をした台湾地区人民は、被保証人が居留期間終了後も居留し強制退去に処されたときは、退去に関わる費用を負担すること（第19条, 20条）。

5) 大陸地区の人民は台湾地区に入境し、満10年を経過しなければ公職の被選挙人となることはできず、軍人には20年を経過しなければなることができない（第21条）。

6) 許可を受けて台湾地区に定住する大陸地区人民は大陸地区で受けた教育歴について、教育部により認定される（第22条）。

7) 大陸地区人民が台湾地区において就労するときは税金を納めなければならない。（第24条, 25条）。大陸地区の会社等が許可を受けて台湾地区で投資を行うときはその利益に対して課税される（第26条）。

8) 大陸地区に定住する台湾人の公務員、准公務員は、申請により退職年金を受領することができる（第26条, 第26条の1, 第27条）。

以上に紹介したような個人が対象となる制限規定に加えて、本条例には、9) 通商、通航、企業、団体による商行為等についても制限規定が設けられている（第28条から第32条）ほか、10) 台湾地区人民、団体が大陸地区において政治的活動、行政的活動を行うことを禁止する（第33条, 第33条の1）。また、台湾地区の地方政府、教育機関が大陸地区のそれらと許可を得ずに協定を締結することを禁止する（第33条の2, 第33条の3）ことなどが規定されている⁽³⁾。

第3章民事では、それぞれの地区の人民の適用法、婚姻、相続について規定する。

適用法については以下のように規定する。

台湾地区人民と大陸地区人民の間の民事事件については、本条例に特段の規定がある場合を除き、台湾地区の法律を適用する。なお、大陸地区人民相互および大陸地区人民と外国人の間の民事事件については、大陸地区の規定を適用する（第41条）。これが原則規定であるが、ここで問題となっている民事事件は、台湾地区で発生したものである。したがって、前段の台湾地区の法律を適用するというのは、属地法原則に立った考え方であるが、後段の、大陸地区人民相互の民事事件について大陸地区の法を適用するというのは、台湾においても大陸法を適用するということであり、はたして現実に可能かどうか、疑問なしとはしない。

なお、大陸地区の法を適用すると規定されている場合に、大陸地区の法が地域によって異なる場合は当事者の戸籍地の法を適用することとし（第42条）、また、大陸地区の法に明文の規定がないときは台湾地区の法を適用する（第43条）。本規定により、大陸地区の慣習法、商慣習は適用されないことになるが、これも現実に可能かどうか疑問なしとししない。また、大陸地区の法を適用する

場合に、それが台湾地区の公共の秩序または善良の風俗に反するときは、台湾地区の法を適用する（第44条）。

さらに、民事法律関係の行為地または事実発生地が台湾地区と大陸地区にまたがる場合は、台湾地区を行為地または事実発生地とすると規定する（第45条）。

行為能力については、大陸地区人民および法人等の団体のそれは大陸地区の規定に従い（第46条）、法律行為の方式は、当該行為に関する台湾法の規定に従うが、行為地の規定に定められた方式をとった場合も有効とする。物権行為と手形上の権利の行使または保全については、行為地の規定に従う（第47条）。なお、物権は、所在地の規定に従うこととしている（第51条）。

以上の規定から見ると、物権を除く財産法に関する民事事件については原則として台湾地区の法が適用され、例外的に大陸地区の法の適用が認められているが、様々な形で台湾地区の法の優位性を維持していると言うことができる。

次に、婚姻、離婚については、その方式と要件は行為地の法に従うとするが、判決離婚の事由については、台湾地区の法に従うとする（第52条）。そして、台湾地区人民と大陸地区人民の間の結婚と離婚の効力については、台湾地区の法に従う（第53条）。このように、婚姻、離婚についても台湾地区の法の優位性が維持されている。

婚姻については、台湾と大陸の間の通行が困難であったことに伴う特有の問題がある。重婚がそれである。この点について、夫婦の一方が台湾地区に居住し、他方が大陸地区に居住して同居できないとき、1985（民国74）年6月4日以前に重婚している場合は、利害関係者はその取り消しを請求することができないとして、実態のある婚姻関係を保護している。また、1985（民国74）年6月5日以降、1987（民国76）年11月1日以前に重婚したときは、後婚を有効とし、この期間に夫婦双方ともに重婚しているときは後に重婚した者の重婚の日より原婚姻関係は消滅とする（第64条）。

他方、確定判決の相互利用については、大陸地区において作成された民事確定判決、民事仲裁判断は、台湾地区の公共の秩序、善良の風俗に反しない限りにおいて、法院に認可を請求することができる（第74条）。

四 大陸における基本法

大陸側では1つの中国の原則を堅持するので、台湾に関連する法的事項は国家統一前における中国内部の特殊な法律事務であるということになる。この原則の下に、以下のような基本的法令を定める。

1) 台湾同胞の投資促進と保護に関する法令

これには、關於鼓勵台湾同胞投資的規定（1988年、國務院制定）、中華人民共和國台湾同胞投資保護法（1994年、全人代常委会制定）があり、地方においても例えばアモイ市台胞投資保護条例（1994年）などが定められている。

2) 兩岸人民の往来に関する法令

これには、中国公民往来台湾地區管理弁法（1991年、國務院制定）がある。

3) 台湾に対する貿易管理に関する法令

これには、対台小額貿易管理弁法（1993年、外經貿部制定）などがある。

4) 台湾との関係に関する民事・刑事事件管理に関する公告、司法解釈

これには、關於不再追訴去台人員在中華人民共和國成立前的犯罪行為的公告（1988年、最高人民法院、最高人民檢察院發布）、關於不再追訴去台人員在中華人民共和國成立後當地人民政權建立前的犯罪行為的公告（1989年、同上）のほか、關於人民法院處理涉台民事案件的幾個法律問題（1988

年，最高人民法院發布），關於人民法院認可台灣地區有關法院民事判決的規定（1998年，最高人民法院發布）等の司法解釈がある。

これらのほかに，知的財産権に関する法令，兩岸間の民用航空，貨物輸送，郵便電話等に関する規定がある。これら多数の法令の中でも，両地区の人民の往来に関する最も基本的なものが，1991年の中国公民往来台灣地區管理弁法である。以下に同法令について見てみよう。

中国公民往来台灣地區管理弁法は，第1章総則，第2章大陸居民前往台灣，第3章台灣居民來大陸，第4章出境入境検査，第5章證件管理，第6章処罰，第7章附則という構成をとり，全42条である。

本法の目的は，兩岸地区の人民の往来を保障し，各方面の交流を促進し，社会秩序を維持するためであることが示されている（第1条）。そして，大陸地区に居住する人民が台灣地区に入境する場合と，台灣地区に居住する人民が大陸地区に入境する場合に本法が適用されることが示されている（第2条）。入境手続きについては定めているが（第6条から第22条），民事事件に関する規定や婚姻，相続に関する規定は設けていない。

民事事件に関する判決の相互の地区における効力については，關於人民法院認可台灣地區有關法院民事判決的規定に定められている。本規定は，台灣地区とその他の省，自治区，直轄市の訴訟当事者の民事權益と訴訟権を保障するために定められたものである（第1条）。台灣地区で下された民事判決は，当事者の住所，居所または被執行財産の所在地において人民法院に当該判決の認可を請求することができる（第2条）。しかし，民事判決の効力が未だ確定していない場合や，特に台灣地区で下された民事判決が大陸地区の国家法の基本原則に違反している場合または社会公共の利益に損害を与える場合には，認可されない（第9条）。

五 結びに代えて

本報告では，台灣と中国大陸における交流の開始に伴ってそれぞれにおいて制定された兩岸關係，特に人の往来に関連する基本法についてその内容を紹介してきた。台灣地区，大陸地区という呼称を両者とも使用している点から見ても，国家統一前の状況を反映した法という性格を両者ともに維持している。台灣で李登輝の時期に提唱された2国論，あるいは陳水扁の時期に進められた台灣獨立という政治的動向は，基本法には反映されていない。台灣側にとっては，台灣の安全の確保が基本法の最も重要な精神として流れており，両地域の法が異なる場合の取扱についても，台灣法適用の優位性が示されている。

本報告で確認したのは法令の段階における状況であり，実際に裁判の中で両地区にまたがる事案がどのように処理されているのかについては，今後の検討課題とする。

注

- (1) 張国城『兩岸關係概論』2009年を参照。なお，邵宗海『兩岸關係』（2006年）は，軍事対峙時期，法統争執時期，交流緩和時期，意識対立時期，磨合過程時期に区分する。本書では出版年の関係から2008年以降の馬英九政権の政策は対象となっていない。
- (2) 分類については，朱維究・王崇理『海峽兩岸關係政策與法律研究』2003年，183頁以下を参照した。なお，本書発行年以降の修正については，筆者が分類した。
- (3) 本文で示した以外に，大陸地区の物品等の公告の許可（第34条），台灣地区人民，法人等の大陸地区における投資技術協力等の許可（第35条），金融保險業の他地区における業務の許可（第36条，第36条の1），大陸地区の出版物，映画等の台灣地区への輸入許可（第37条），大陸地区の貨幣の台灣地区への流入許可（第38条），大陸地区の文物等の展覽許可（第39条），法令に従った輸出入（第40条），大陸地区の営利法人，非営利法人等の台灣地区における支店開設の許可（第40条の1，第40条の2）が規定されている。